

特許制度の概要

技術本部

技術部

栗田朋樹

1. はじめに

私たちの身の回りには知的財産であふれている。例えば、スマートフォンはその最たるもので、数多くの知的財産権で保護されている。知的財産権は、有体物としてのスマートフォン本体を保護するのではなく、技術的アイデア（特許権）、デザイン（意匠権）、構造（実用新案）、着信音（著作権）、商品の名前やサービスマーク（商標権）、半導体集積回路の回路配置（回路配置利用権）等、その中にある情報（無体物）を保護している。

上記権利は総称して知的財産権という。このうち、特許権、意匠権、実用新案権及び商標権の4つを「産業財産権」といい、特許庁が所管している。産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持することによって、産業の発達を図ることを目的としている。

知的財産権は、技術開発、事業継続において重要であり、日々の業務においても触れる機会があり得る。ここでは、特許制度における発明の定義、要件および出願から特許権取得までの流れを簡単に説明する。

2. 特許制度

2.1 特許制度の目的

特許権は特許法で保護されており、特許法の目的は、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」（特許法第1条）と定義している。発明者には、一定期間、一定の条件のもとに特許権という独占的な権利を与えて発明の保護を図る一方、その発明を公開して利用の機会を図ることにより新しい技術を人類共通の財産としていくことを定めて、これにより技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与しようというものである。なお、独占的な権利が与えられる期間は、特許出願日から20年である。

2.2 特許法上の発明

特許法上、「発明」とは「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」（特許法第2条第1項）と定義し、産業上利用できる発明を保護対象としている。

表-1 発明の定義

自然法則	自然界において経験的に見出される科学的な法則課題に対する解決手段が自然法則を利用
技術的思想	技術に関する抽象的なアイデアまたは概念実現可能性、反復可能性が必要
創作	従来とは異なる新しいものを作り出すこと 天然物の単なる発見は創作とは認められない
高度	主として実用新案の考案と区別するもの 発明か否かにおいて、特段の考慮は要しない

2.3 特許の要件

特許を受けるためには、特許法で定める「特許を受けることができる発明」の要件を満たす必要がある。以下にその要件を示す。

1) 産業として利用できる

特許法上の「産業」とは、工業、鉱業、農業だけでなく、サービス業や運輸業などの生産を伴わない産業も含めた広い意味での産業を意味する。ただ単に学術的・実験的にしか利用することができない発明は特許として認められない。

2) 今までにない新しいもの「新規性」

日本国内又は外国においてテレビ等で放映、発表されたり、現場や工場の見学会で公開されたり、研究論文や書籍に掲載またはインターネット上で公開された発明は、「新規性」がないとされ、特許を受けることはできない。自分が行った発明を、自らの手で特許出願前に論文発表やインターネット上に公開した場合でも、「新規性」がないとして特許を受けることができない。

3) 容易に思いつかない発明「進歩性」

公然と知られた発明を単に寄せ集めただけに過ぎない発明や発明の構成の一部を置き換えたに過ぎない発明は、「進歩性」がないとして特許を受けることはできない。

4) 同一の発明を先に出願されていないもの

わが国では、先に発明をした者ではなく、先に特許庁に出願した者に特許を与えている。これを「先願主義」と呼んでいる。発明が完成した場合には、いち早く出願することが重要である。

ただし、他者の特許出願以前から、独自に同一内容の発明を完成させ、発明の実施である事業をし、あるいは、その実施事業の準備をしていたものについて、法律のある一定範囲で、他者の特許発明を無償で実施し、事業を継続することを認める制度もある。これを「先使用権制度」と呼ぶ。

5) 公序良俗等を害していないもの

公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するような発明は特許を受けることができない。

6) 明細書等の記載が規定通りであること

明細書等には、明細書、特許請求の範囲及び必要な図面が含まれる。明細書等の記載については、当業者が実施できる程度に発明の内容を明らかにし、技術的に正確にかつ簡明に記載する必要がある。

2.4 発明の種類

特許法では、発明を「物の発明」、「方法の発明」、「物を生産する方法の発明」という種別を設けて、発明の「実施」について定義し、発明の種類によって特許権の効力の及ぶ範囲が異なる。

3. 特許権取得

3.1 出願から特許取得までの流れ

特許権は、出願しただけでは権利を取得することはできない。出願をすると方式審査が行われ、さらに審査請求をすると審査官による実体審査が行われる。特許の要件を満たしていない場合は特許査定がなされ、特許料の納付により特許原簿に登録されると、特許権が発生する。特許の要件を満たしていないものは拒絶される。

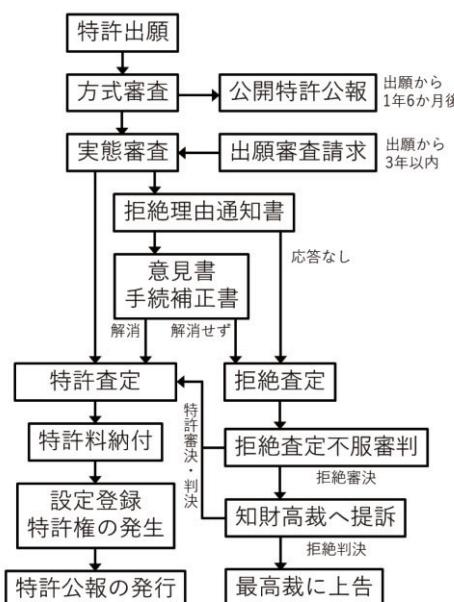


図-1 特許出願から特許権取得までの流れ

3.2 出願公開制度

特許出願後、方式審査に不備がなければ出願の日からおよそ1年6ヶ月経過後に「公開特許公報」が発行され、発明内容が一般に公表される。公開特許公報や後述する特許公報は、無料で利用できる「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」のwebサイトで確認することができ、先行技術を検索するときに役立つ。

3.3 拒絶理由通知書

実態審査において、特許庁の審査官が、出願された発明が「特許を受けることができる発明」の要件を満たすかどうか、すなわち、拒絶理由がないかどうかを審査する。特許要件を満たしていないと判断されると、出願人に「拒絶理由通知書」と呼ばれる、特許を付与することができない理由を記載した書面を送付する。「拒絶理由通知書」が届いたからと言って、直ちに特許を受けることができないわけではなく、出願人はこれに対して、従来技術と発明との違いを主張する意見書や、請求項及び明細書の補正をする手続補正書を提出する機会を与えられる。意見書や手続補正書をみても、拒絶理由が解消されておらず、やはり特許査定できないと審査官が判断した時に拒絶査定を下す。また、出願人は拒絶理由を解消する手段がない場合、そのまま放置することもあり、その場合も拒絶査定となる。

3.4 特許査定

審査官が審査した結果、拒絶の理由を発見しなかった場合、あるいは意見書や手続補正書の提出によって拒絶の理由が解消された場合、審査官はその特許出願について「特許査定」を下す。この特許査定だけでは特許権の権利は発生せず、3年間分の特許料の納付により特許原簿に「特許権の設定の登録」が行われ、この登録により特許権が発生する。また、特許として設定登録されると、「特許公報」が発行され、特許権者には、「特許番号」と「登録日」が記載された「特許証」が交付される。特許権の存続期間は、出願から20年であるが、4年以後も権利を維持するためには、当該年にに入る前までに次の年の特許料を納付しなければならない。納付期限内に特許料の納付がなかったときは権利は消滅する。

4. 特許公報の読み方

これから技術開発する場合や、発明を特許出願したい場合には、他社の先行技術を特許公報により確認する必要がある。しかし、初めて公報を読む人には難解なため、ここでは、公報の読み方のポイントを簡単に説明する。

公報を読む上で最も重要な部分は「特許請求の範囲」である。特許請求の範囲とは、発明を特定するための事項が書かれたものであり、【請求項】と呼ばれる項目に分けて文章として記載される。この請求項は複数記載されている場合もあり、その1つ1つが特許されている権利の範囲である。

しかし、特許公報は非常に分かりづらいため、初めに公報の最後にある【図面】に目を通すことを勧める。図面により発明の全体像を視覚的に把握することができる。

次に、【発明の属する技術分野】、【従来技術】でどのような技術の発明であるかを理解した上で、【発明が解決しようとする課題】、【発明の効果】に目を通し、どの様にして課題を解決するか、なぜその効果が得られるのかを把握する。これらにより大まかな発明の内容が理解できたところで、【請求項】に目を通すと権利の範囲が理解しやすくなる。さらに、公報には発明の実施例も記載されているため、発明の理解に役立つ。

5. おわりに

特許制度については特許庁のホームページでも確認できるが、実務における専門的な判断、手續は技術推進グループで対応するため気軽に相談して頂きたい。また、職務規程の改定により発明者にインセンティブとして特許料収入の一部を分配できるようになったため、積極的な特許取得を期待します。

Key Words : 知的財産権、産業財産権、特許権、特許公報



栗田朋樹